

14 SDGs社債保証

SDGs社債保証は、SDGs達成に向けて取り組むことで自社の経営力や生産性の向上を目指す中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、保証協会が一定の要件のもと、当該事業者の発行する社債(私募債)について保証を行うことで、その取組を後押しし、企業価値の向上とSDGs達成に資することを目的とした保証です。

次のいずれにも該当する方

- ① 兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」において、「アドバンスステージ」または「ゴールドステージ」の認証を受けた方
- ② 下表の要件のうち、申込直前期の決算において基準(a)～(c)のいずれかに該当している方
ただし、2および3については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必要があります

項目	基準(a)	基準(b)	基準(c)
1 純資産額	5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上
2 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
3 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

(注)1.自己資本比率(%)=純資産額÷(純資産額+負債の額)×100

2.純資産倍率=純資産額÷資本金

3.使用総資本事業利益率(%)=(営業利益+受取利息+受取配当金)÷資産の額×100

4.インタレスト・カバレッジ・レシオ=(営業利益+受取利息+受取配当金)÷(支払利息+割引料)

適債基準は、あくまで社債の基本的な基準です。制度のご利用には別途審査がありますので、適債基準を満たされていても、場合によっては、ご希望に沿えないことがあります。

対象となる方

保証形態

当協会が社債の80%を保証し、取扱金融機関が100%保証を行う共同保証形式

発行形式

振替債

発行額

発行限度額5億6,000万円(保証限度額は、発行額の80%【4億5,000万円】)

支払金利

発行体所定利率

資金用途

運転資金および設備資金

保証期間

2年から7年までの1年単位

返済方法

満期一括償還または定時償還

担保

原則として、保証金額2億円超(社債発行額2億5,000万円超)の場合は必要となります

連帯保証人

不要

保証料率

経営状況に応じて決定(下表参照)

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.47%	1.35%	1.19%	1.03%	0.88%	0.74%	0.59%	0.45%	0.31%
「保証委託ならびに共同保証契約書」に表示する保証料率	1.8375%	1.6875%	1.4875%	1.2875%	1.1000%	0.9250%	0.7375%	0.5625%	0.3875%

(注1)上段は社債総額に対する料率、下段は保証委託額(当協会が保証する額)に対する料率(上段を保証割合(80%)で割り戻した料率)です。計算結果(保証料)はいずれも同額となります。

(注2)会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。

(注3)通常の保証料率から平均25%割引となります。

必要書類

通常の特定社債保証申込書類に加え、ひょうご産業SDGs認証事業に係る「認証書」の写しが必要になります。

その他注意事項

- ①必ず、金融機関を通じて事前相談・申込をしてください。なお、事前相談書・申込書につきましては特定社債保証専用のものをご使用願います。
- ②記載のない項目等は特定社債保証P18をご参照ください。

お問い合わせ窓口

経営支援部 支援推進課(TEL 078-393-4024)

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援部 支援推進課までお問い合わせください。